

平成 23 年 6 月 15 日

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災に伴う教員免許更新制における修了確認期限の延期等について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、修了確認期限の延期事由により延期を希望する場合は、平成 23 年 12 月 28 日（水）までに直接、岩手県教育委員会事務局教職員課免許給与担当あて関係書類の提出をお願いします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

教 職 第 188 号
平成 23 年 6 月 10 日

総務部法務学事課総括課長 様

教育委員会教育長

東日本大震災に伴う教員免許更新制における修了確認期限の延期等について

今回の震災では、家屋が倒壊等するなど甚大な被害をもたらしており、被災した学校・教育施設等に勤務する者においては、復旧・復興に向けた作業が発生するなど通常の勤務を十分に行えない状況にあります。

この現状を鑑み、教員免許更新制における修了確認期限の延期事由として「免許管理者がやむを得ないと認める事由」を定め、その手続等について、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、貴所管学校職員のうち更新講習の受講義務が課せられている者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 修了確認期限の延期事由について

東日本大震災の被災者等について、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 7 条第 1 項第 7 号の免許管理者がやむを得ない事由として認める事由に当たるものとします。

- (1) 住居（家族が居住する住居を含む。）が全壊若しくは半壊、全焼若しくは半焼又は流失（以下「全壊等」という。）した場合
- (2) 勤務する学校の全壊等により他の学校等の施設において業務に従事する場合
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、東日本大震災の発生に伴う特別な業務等のため、更新講習を受講することが困難であると免許管理者が認める場合

2 延期対象者について

更新講習の受講義務が課せられている者のうち次の者を対象とします。

- (1) 第 2 グループの者（修了確認期限：H24. 3. 31 講習受講期間：H22. 2. 1～H24. 1. 31）
- (2) 第 3 グループの者（修了確認期限：H25. 3. 31 講習受講期間：H23. 2. 1～H25. 1. 31）
- (3) 第 1 グループの者で更新講習修了確認期限の延期を行い、延期後の確認期限が平成 25 年 3 月 31 日までの者

3 修了確認期限の延期ができる期間について

平成 26 年 3 月 31 日までの間で必要とする期間

4 手数料について

本件に係る延期申請手数料は、免除されます。

5 延期申請手続きについて

- (1) 提出書類
ア 修了確認期限延期申請書（様式第 25 号）

- イ 所持するすべての免許状の写し又は免許状授与証明書（原本）
- ウ 手数料免除申請書
- エ 更新講習の履修（修了）証明書の写し（※すでに受講・修了した講習がある場合）
- オ 返信用封筒（角2号 120円切手貼付け、返信先・個人名明記のこと。）

(2) 提出期限

平成23年12月28日（水）必着

(3) 提出先

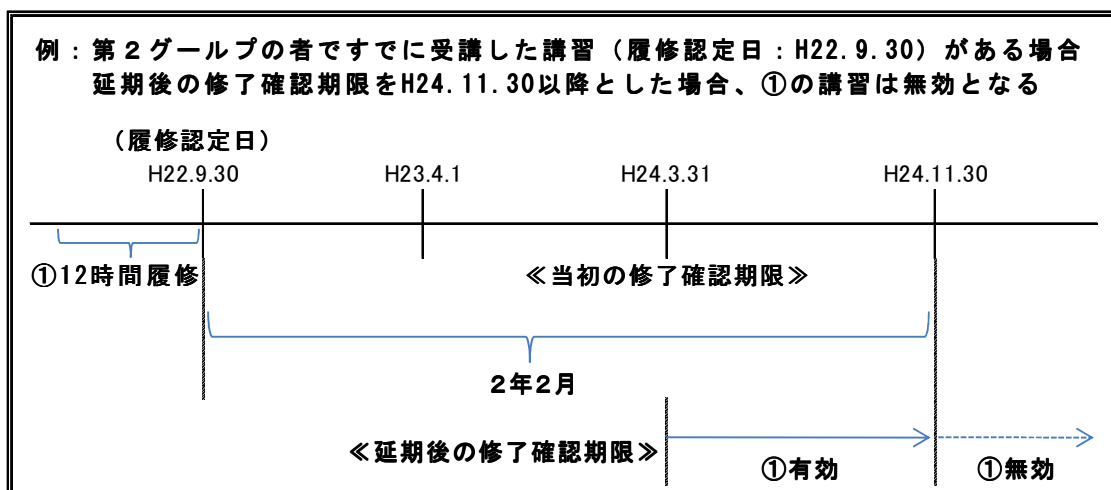
〒028-8570 盛岡市内丸10-1

岩手県教育委員会事務局教職員課免許給与担当

6 その他

(1) **修了確認期限の延期は、免許管理者へ申請することにより更新講習の受講を延期できるもの**であり、手続きを行う場合は、申請者と所属長でよく相談の上、申請願います。

(2) **延期申請を行った場合、延期後の修了確認期限の2年2月より前に受講した更新講習は無効となります**ので、延期する期間を定める場合は注意願います。



担当：教職員課免許給与担当

かりしきやま
荻敷山

電話：019-629-6123（直通）

岩手県収入証紙
は り 付 け

修了確認期限延期申請書

年 月 日

岩手県教育委員会 様

フリガナ		生年月日	年 月 日		
氏 名					
勤務校・機関		職 名		職員番号	
現 住 所		電 話		本 籍 地	

※ 職員番号は、岩手県教育委員会が任命している者のみ記載してください。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、修了確認期限の延期を申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 注1 免許状授与証明書、免許状の写し、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状に記載の氏名と申請者の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
- 3 欄が不足する場合は、同じ様式で裏面に記載してください。

- 2 延期事由： (年 月 日～ 年 月 日)
- 3 延期前の修了確認期限： 年 月 日
- 4 延期申請する修了確認期限： 年 月 日

〔証明者記載欄〕 ※ 上記2の延期事由に該当することの証明のため記載してください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 (証 明 者 名) 印

平成 年 月 日

岩手県知事 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

手数料免除申請書

手数料の全部の免除を受けたいので、岩手県手数料条例第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 手数料の名称
修了確認期限延期申請
- 2 免除を受けようとする額
3, 300円
- 3 免除を受けようとする理由